

協定書

一 双方の事情止むを得ず大正十五年三月十九日を以て  
争議團を解散すること

二 会社は総計金十二萬圓を争議團に交付すること

在り先に交付した金二萬三千七百三十八圓六錢(退職

手當と差引)金九萬六千六百九十六圓十四錢を支拂

ふこと

右協定の證として双方代表者署名押印候也

三月十八日

会社側

大橋光吉

立合人

吉谷專吉

争議團

藤原銀次郎

石山賢吉

高田幸松

村木清二

上ノ山博

伊藤政之助